三豊市の都市計画区域が再編されます

これまでの3つの都市計画区域（豊中・詫間・仁尾都市計画区域）を統合し、新たに高瀬町の一部（高松自動車道を境として西側に位置する地域）と三野町を編入した区域が、三豊都市計画区域として指定されます。

新たに都市計画区域に指定されると、家を建てるときや土地の開発を行うときなどに届出や許可が必要となります。また、接道義務や建ぺい率、容積率など、家を建てる際に守らなければならないルールがたくさんあります。

都市計画区域内で建築行為などを行うときには、十分ご注意ください。

▶都市計画全般に関する問い合わせ
都市整備課　☎73-3048

▶建築確認申請など建築基準法に関する問い合わせ
県建築指導課　☎087-832-3560
西讃土木事務所　☎25-5261

都市計画区域内の主なルール

建築物を建築する場合

新たに建築物を建築する場合（増築の場合は、増築部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの）に建築確認申請を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。なお、建築確認の申請先は、民間機関である指定確認検査機関や県の建築主事のいずれかとなります。

接道義務

建築物の敷地が「建築基準法上の道路」に2m以上接する必要があります。

「建築基準法の道路」とは

①国道、県道、市道で幅員が4m以上あるもの

②都市計画区域に編入された時点で幅員が4m以上あるもの

③都市計画区域に編入された時点で建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道で、県が指定するもの（建築基準法第42条第2項道路）

④土地の所有者などが県の許可や指定を受けて築造するもの（開発道路、位置指定道路）

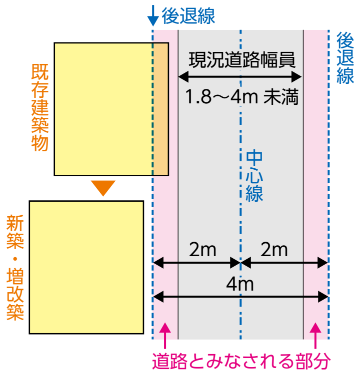

※将来、建て替え（増改築含む）をするときは、後退線より下がって（セットバック）建てなければなりません。

※なお、③の道路に面する敷地で建築（増改築）を行うときには、道路の中心線から2m下がって（セットバック）建築物を計画しなければなりません。

建ぺい率・容積率

建物を建てる場合に、次の基準値以下となるように計画する必要があります。

・建ぺい率（敷地面積に対する建築面積の割合）
　：上限70％

・容積率（敷地面積に対する延床面積の割合）
　：上限200％

$$建ぺい率(\%) = \frac{建築面積（B）}{敷地面積（A）} \times 100$$

$$容積率(\%) = \frac{延床面積（B+C）}{敷地面積（A）} \times 100$$

A＝敷地面積
B＝建築面積（1階床面積）
C＝2階床面積

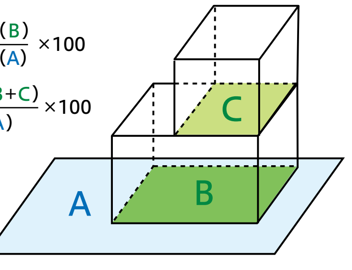

開発許可制度

3,000㎡以上の開発行為を行う場合、市の開発許可が必要となります。また、45,000㎡以上の開発行為となる場合は、県の開発許可が必要です。

※開発行為とは…主に建築物の建築や特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更のこと。

保育施設NEWS

令和3年4月に新しく開設された保育施設を紹介します。

幼保連携型認定こども園「財田こども園」が開園しました

▲▶ 4月6日に行われた入園式ならびに開園式。在園児が歌を歌って入園児を祝いました

財田幼稚園と財田保育所を統合し、市内の公立施設では初となる幼保連携型認定こども園として運営を開始しました。

0～5歳児に一貫した就学前教育・保育を提供し、保育が必要な子どもには、市内公立保育所と同じく11時間保育を提供します。

住　所	財田町財田上1417番地1
対象年齢	0～5歳児
定　員	125人

▶問い合わせ　財田こども園　☎67-2160

▶入所に関する問い合わせ　保育幼稚園課　☎73-3036

くらし

児童扶養手当制度のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ　子育て支援課　☎73-3016

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

次のいずれかに当てはまる児童を監護している父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった後の最初の3月31日（ただし一定以上の障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。

支給対象

・父母が離婚した後、どちらか一方とのみ生計を同じくしている児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
・父または母の生死が明らかでない児童
・父または母に1年以上遺棄されている児童
・父または母の申し立てにより保護命令を受けた児童
・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで懐胎した児童

手当が支給されない場合

・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき
・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき
・父または母が婚姻しているとき（事実婚を含む）
・平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき（母子家庭の場合のみ該当）

児童扶養手当額（月額）

	1人目	2人目加算	3人目以降加算
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,100円～3,060円

※一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。
※所得により手当の全部が支給停止される場合があります。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。